

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 3日現在

機関番号：12613

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2010～2012

課題番号：22652002

研究課題名（和文）同時代の西洋国際法批判としてのカント最晩年の政治哲学

研究課題名（英文）The political philosophy of Kant in his latest years as a criticism on the contemporary European jus gentium

研究代表者

平子 友長 (TAIRAKO TOMONAGA)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：50126364

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、カント最晩年における政治哲学を、非西洋諸大陸の先住民の先住権を否定する「無主の地」理論を装備した同時代の西洋国際法に対するラディカルな批判として解釈するものである。カントの世界市民法概念は、非西洋世界に住む人々の先住権を基礎付け、西洋の植民地主義と対決するための論理を提供するものであった。

研究成果の概要（英文）：In this research the political philosophy of Kant in his latest years is interpreted as a radical criticism on the contemporary European jus gentium equipped with articles concerning terra nullius according to which the right to occupy their territories is denied to the indigenous people living in the non-European continents. Kant founds the right to occupatio for the indigenous people on his concept of cosmopolitan law and so provides them with a logic to confront the ongoing European colonialism.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	0	1,200,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,700,000	450,000	3,150,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・哲学・倫理学

キーワード：西洋倫理学

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の前提となる論文は以下の通りである。①(2003)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理」『唯物論研究年誌』第8号。②(2004)「グローバル化という現実 哲学に突きつけられた課題」日本哲学会編『哲学』第55号。③(2005)「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第79号。④(2006)「西洋における市民社会の二つの起源」一橋大学社会学研究科編『一橋社会科学』創刊号。⑤(2007)「西洋社会思想史の批判的再検討—カント最晩

年の政治思想におけるロック批判の脈絡—」川越修他編『思想史と社会史の弁証法』お茶の水書房。⑥(2009)「近代自然法思想の再評価—自然法と先住民問題—」名古屋哲学会編『哲学と現代』第24号。⑦(2009)「ハバーマス『カント永遠平和の理念』批判」藤谷秀他編『共生と共同 連帯の未来』青木書店。申請者は、16世紀以降の西洋政治思想史におけるステイトとネイション・ステイト概念の意味の違いを解明しつつ、ネイションを「想像の共同体」（ベネディクト・アンダーソン）と一括することの一面性を指摘してきた（①②④）。またネイション・ステイト形

成において植民地獲得と国際法の変遷が決定的役割を果たした経緯をふまえつつ (⑥)、カントによる世界市民社会概念の歴史的意義を同時代の西洋国際法批判および植民地批判の文脈で把握することに努めてきた (③⑤⑦)。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、カント最晩年の政治哲学の意義を 18 世紀の西洋国際法批判の文脈から解明することである。英仏を先頭にして国民国家が形成される過程は、同時に、西洋諸国家による非西洋諸大陸の植民地化の歴史でもあった。この植民地化を正当化する法理が「無主の地」先占理論であった。永遠平和と世界市民社会に集約されるカント最晩年の政治哲学は、植民地化を前提として形成途上にあった西洋国民国家の形成原理それ自体に対する最も根源的な批判であった。この点を解明することが、本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

カントの政治論文および西洋国際法と植民地主義に関わる 17, 18 世紀の政治思想史文献を読解し、解釈するという通常の社会思想史的方法を採用した。

## 4. 研究成果

本研究の成果は以下の点である。

(1) 本研究の第 1 の成果は、先占概念をめぐる万民法がグロティウスからヴァッテルへ大きな転換を遂げてきたことを明らかにしたことである。

先占概念を万民法に初めて導入したグロティウスにおいては、先占の主体は先住民であるとされ、西洋諸国民による植民地獲得は正当戦争の結果合法化される征服を根拠として正当化された。ロックの『市民統治論』は、労働に基づいて各個人の所有を基礎付け、自由で平等な自立的諸個人の共存を可能にする社会理論を確立した書と理解されている。しかし彼の所有論を非西洋社会と関係づけるならば、それは西洋諸国民による非西洋諸地域の征服を正当化する理論となる。なぜならロックによれば、<労働による所有>が認められるのは労働生産物 (動産) に対する所有権のみであって、土地 (不動産) に対する所有権は合理的農業経営者 (事実上は西洋入植者達) にしか認められないからである。こうして狩猟・採集・粗放な農業が伝統的に営まれていた非西洋諸大陸が「無主の地 terra nullius」と論定され、略奪の対象となった。非西洋世界においては、ロックの所有論は、労働に基づく非所有の「証明」に逆転する。ロックがこのことを自覚していたことは、『市民統治論』第 5 章「所有について」で挙げられている事例がすべて、北アメリカ

大陸における先住民と白人入植者達の所有問題であったことに示されている。

ロックの「無主の地」理論を初めて国際法に導入し、先住民の先占権を否定する近代的先占概念を初めて基礎付け、18 世紀後半以降の西洋諸国家による植民地獲得活動のための法的理論を提供したものは、エメル・デ・ヴァッテルの『万人法すなわち自然法の諸原理』(1758) であった。

(2) 本研究の第 2 の成果は、カントが、永遠平和、世界市民社会を基礎づける際に直接批判している対象がヴァッテルであることを明らかにしたことである。

「永遠平和のための第 3 確定条項」である世界市民法の概念は、ロックによって基礎付けられた「無主の地」理論の批判と結びつけられている。カントの所有論の主題の一つが、アメリカ、アフリカ、オーストラリア大陸における先住諸民族の土地占有権を擁護することであったことを考慮する時、カントが私法を自然状態においてすでに構成可能であると主張したことの理由を理解することができる。カントの所有権論の主題は、いわゆる先占権の擁護にある。その際、先占の仕方に一切の限定を設定しないことが核心点である。カントによれば、地球上に住むすべての人間による地球の本源的共有の最初の形態が「先占 *Bemächtigung, occupatio*」であった。先占とは、「すべての人間は、自然または偶然が (彼らの意志に構いなしに) 彼らを置いたその場所に居る権利を持つ」ことを意味する。その意味で「本源的全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz* は、アプリアにある私的占有の可能性の根拠を含んでいる」とカントは言う。カントによれば、地球上に生を営むあらゆる人々にはその土地に居住 (「物理的占有」) しているだけで、すでにその土地に対する正当な占有権が成立する。この先占は、将来市民的体制が設立される暁には公的に承認されるべきであることをすでに法的に見越しているかぎり、すでに一つの法的占有である。

カントの訪問権と定住権 (西洋諸国民による) をめぐる議論は、以下の 3 点からなる。①すべての人間は訪問権は持つが、定住権は持たない。②訪問者に定住権を付与する権利を持つものは、先住者である。移住者による開拓は、先住者による許可が契約の形態で明示されなければならない。③たとえ契約書が取り交わされたとしても、先住者の所有権や契約その他の法律に関係する諸事項の無知につけ込んで結ばれた契約は、法的拘束力を持たない。こうしたカントの主張は、ヴァッテルの次のような主張に対する批判である。「筆者は、土地を耕作する義務について証明することによって、非定住民が必要とせず、

かつ土地を居住地として利用することも耕作することもできないような土地を排他的に占有することはもはやできないのだと、すでに述べておいた。これら広大な諸地域での放浪居住は、真実かつ合法的な占有取得と見なすことはできない。そしてヨーロッパの諸国民 *peuples* は、本国において人口過密になっていたのだから、野蛮人たち *les Sauvages* が特に必要ともせず、現実的かつ持続的に使用しているわけでもない土地を見つけ次第、その土地を先占し、そこに植民地を設立することは、合法的に許容されたのである。……野蛮人たちをもっと狭い領域に閉じこめたからといって、自然の目的 *des vues de la Nature* に反することにはならない」(『万民法すなわち自然法の諸原理』209節)。

(3) 本研究の第3の成果は、カントがアメリカ合衆国の正当性を承認していないことを明らかにしたことである。

「開拓が許されるのは、契約による場合だけであろう。契約が結ばれたとしても、先住民が土地の割譲について無知であることを利用して結ばれたものであってはならない」(『人倫の形而上学』)。この一文は、「初めてニュー・イングランドに定住したイングランドのピューリタンたちの謙虚さは、ひたすら賞賛に値する。かれらは、自分たちの主権者から勅許状を得ていたにもかかわらず、野蛮人たちから自分たちが先占することを望んだ土地を購入したのである(『北アメリカイングランド植民地史』)。この賞賛すべき手本に、ウィリアム・ベンとかれがペンシルヴァニアに導き入れたクウェイカーたちの植民地も見習ったのである」(『万民法すなわち自然法の諸原理』)と主張したヴァッテルに対する批判である。

カントは、共和制の擁護者であったにもかかわらず、アメリカ合衆国を共和制のステイトとして承認することを拒否している。「アメリカの諸民族」の中には白人入植者は含まれていない。それは、アメリカ大陸への入植が、①先住者による許可なく行われたからであり、②たとえ契約書が取り交わされたとしても、それは先住者の所有権および契約に関係する諸事項の無知につけ込んで結ばれたものであったからである。確かにカントは、アメリカ合衆国建国の不当性を名指して批判することはない。しかし『永遠平和のために』、『人倫の形而上学』を注意深く読めば、事実上アメリカ合衆国批判を含意している発言は至る所に見いだされる。

「なるほどこうした暴力行為を世界のためになるとして正当化する根拠は十分にあるようにも見受けられる。一つには、未開の諸民族を開化するとか……、また一つには、墮落した人間たちを除去して自分たちの土

地を浄化するとか、世界の他の地域(例えばオーストラリア *Neuholland*)でこの墮落した人間たちや彼らの子孫の矯正が望まれる、などと言われる。しかし、本人たちは良いと思いついて言っているこうした意図のどれも、そのために用いられる手段における不正義の汚点を洗い清めることはできない。—これに反論して、法律のある状態の樹立を暴力をもって開始することを躊躇するならば、地球全体はおそらく法律のない状態にとどまっていただろう、ということが言われる。しかし、これによって前述の法的条件〔ある土地を開拓する権利を得るためには、先住する遊牧ないし狩猟民族の契約による合意を必要とすること〕を廃棄することはできない。それは、国家体制が腐敗すれば、これを暴力をもって作りかえる権利も、さらには、たった一度だけ不正義をなして、それ以降は正義をそれだけ一層確かなものとして確立し、開花させる権利さえも、そもそも人民にはあるのだとする国家革命家の口実が、かの法的条件を廃棄できないのと同様である。」(『人倫の形而上学』)。

「彼ら〔われわれの大陸の文明化された諸国家、特に貿易を営む諸国家〕は、自分たちの信心深さを誇っては大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさにおいてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ。」(『永遠平和』)。引用文でカントが批判している「文明化された諸国家」は、アメリカ合衆国にも完全に妥当する。『永遠平和』においてカントは「永遠平和のための第一確定条項」として「各国家における市民的体制は、共和制であるべきである」ことを挙げたが、その箇所ではカントは、同時代の西洋人にとって常識であった最初の共和制国家としてのアメリカ合衆国に全く言及していない。またそれ以外の箇所においても、アメリカ合衆国を肯定的に言及している箇所は一箇所もない。他方、アメリカ大陸の住民について言及するときは、すべてネイティブ・アメリカンのことだけが記述されている。『人間学』『自然地理学』も含め最晩年カントの全著作は、アメリカ先住民の先住権を擁護する立場から北アメリカ植民およびアメリカ合衆国建国に対する批判に貫かれている。カントによれば、北アメリカ大陸の植民こそ永遠平和と世界市民社会の理念に対する最大の侵害の一つであった。ところがカントの政治哲学の立場とアメリカ合衆国の建国理念とは両立しないことは、これまでほとんど指摘されることがなかった。

カントは、国内的には共和制を採用しながら、対外的には侵略戦争を行う「好戦的」共和制を共和制的体制として認めない。カントは、先住民の土地を侵略しない共和制のみを

共和制として認めたのであり、ここに共和制が「永遠平和のための第一確定条項」となる根拠もある。一国民国家の国内政治体制を国際法および世界市民法体制との連続性の中で把握することが、近代自然法の枠組みであった。

(4)本研究の第4の成果は、カントにおける国際法と世界市民的体制の関連について考察していることである。

カントは、『理論と実践』(1793)においては、「世界市民的体制」を「いかなるステイトもそれに服従せざるをえない公法に基づいた国際法」として構想し、「普遍的な国際ステイト ein allgemeiner Völkerstaat」を導入するという格率を推奨していた。しかし『永遠平和』(1795)では、「一つの世界共和国 Weltrepublik」という積極的な理念の代わりに戦争を防止し、持続し、たえず拡大する〔諸ステイト〕連盟という消極的代用物のみが、法を忌避し敵意を抱く傾向性の流れを押さえることができる」と述べており、主張をトーン・ダウンさせたように見える。しかしここに、西洋国際法の限界を深く認識したカントの自然法思想の深化を見るべきであると考えられる。カントの時代の国際法とは、西洋諸ステイトの相互関係を規制するヨーロッパ地域法にすぎず、それが非西洋諸地域に拡大される際には、当該地域における領土その他の利権をめぐる西洋諸ステイト相互の紛争を調整するものでしかなかった。その際、非西洋諸地域の先住民たちは国際法の法的主体ではなく、物件として処理される対象でしかなかった。当時の国際法は、良く機能した場合であっても、西洋諸ステイト間の平和的共存に寄与するだけであった。非西洋諸地域の先住民にとって国際法は、それ自体が西洋諸国民による暴力的な植民活動を法的に正当化する制度であった。従ってカントは、永遠平和をもたらす国際法システムの見取り図を詳細に描くことに、希望を見いだすことはできなかった。それは、ハバーマスが言うように、カントが「同時代の経験の地平を乗り越えな」かったからでも、近代ステイトの主権性のドグマに縛られていたからでもない。カントは国際法システムの拘束力の強化(今日の国際連合やEUなどに見られる諸ネイション・ステイトの主権性の制限)によっては対処することができないほど、途方もなく深刻な犯罪と悲劇を見据えていたからである。しかもその加害責任を負うべき者は西洋文明諸国民であった。軍事力、経済力、狡猾さなどの点で比較にならぬほど優越している諸集団によって行使される侵略的植民活動に対して、カントが被害者である諸民族に提案できることは、可能などころでは日本や中国のように鎖国をして彼らを上陸さ

せるな、ということだけであった。他方、西洋の文明諸国民に対しては、こうした植民活動を止めないかぎり、自分たちが理性的だとか、道徳的だとか、文明的に優れているとか言う資格はないのだ、と批判しているのである。

最晩年のカントにとって世界市民法の概念は、アメリカ先住民やホッペントットなど散居しつつ遊牧ないし狩猟によって生活する先住民の先占権を擁護するための概念となる。国際法の法主体がステイトであるのとは異なり、世界市民法の主体は、いかなる集団に所属しているかを問わず、「一つの普遍的な人類ステイトの市民であると見なされるかぎりでの」人間すべてである。国際法システムをいかに改良しても、そのシステムがステイトを法主体として構成されるかぎり、それは直ちに世界市民法とはならない(それに近づくことはできる)。他方、世界市民法は、同時代の国際法システムによる法的保護から排除されている人々の訴えに耳を傾け、その問題を公開化し、公共化し、条約その他の手段によって制度的に解決することを志向する永続的なプロセスである。従って世界市民法は、国際法と違って精緻な制度化を設計する必要は必ずしもない。人々を、問題の解決に向けて動かして行く理念としての機能がきちんと果たされればよい。

「永遠平和などもしかしたら存在しないかもしれないが、われわれは、永遠平和の根拠付けに基づいて、あたかもそれが存在するかのように行動しなければならない。そして永遠平和をもたらす、救いようのない戦争遂行に終止符を打つために、最も適切であるとわれわれに思われるような体制(おそらく例外なくすべての国家による共和政体 der Republikanism aller Staaten samt und sonders がそれである)を打ち立てなければならない。そして戦争遂行に終止符を打つという意図を完遂できるかといえば、それはやはり殊勝な願いにとどまるかもしれないが、にもかかわらずその方向に向かって絶えず努力するという格率を受容することは決して自己欺瞞を犯すことではない。というのもこの格率は義務だからである。」(『人倫の形而上学』)。

(5)本研究の第5の成果は、ホッブズ、カントに連なる系列を<生命の政治学>として概括し、それをロック以降支配的になる<所有の政治学>=<ネイションの政治学>との対抗において位置づけたことである。

近代の政治理論はホッブズから始まるが、ホッブズ政治学の特徴は、政治的営為の存在理由を人間の生命の保証に置いたことであった。諸個人の自然権を究極的には否定せず、政府設立の存在理由は、諸個人に自然権を譲

渡させることと引き替えに構成員の生命を保証することであった。それが不可能な時は、諸個人は自然権に訴えて自己の生命を防衛することができる。ステイトの設立可能性は、各構成員を死に追い込まないというぎりぎりの攻防に基礎付けられていた。「各人の各人に対する戦争」を克服するためにステイトが設立された以上、ステイトはおおよそ戦争が起きる可能性のあるところに、敵対しあう諸集団を包括する形で設立されなければ意味がない。そもそも敵対しあう諸集団を包括的に支配する能力を保持することにステイトの本質がある以上、ステイトの構成員資格を何らかのアイデンティティ（民族、言語、宗教、歴史、神話など）の共有に求め、またはステイトの領域をあらかじめ（戦争の発生可能性とは異なる要因に基づいて）限定することは、ステイトの自己否定に等しかった。紛争の展開状況に対応してステイトの形状は柔軟に変更されなければならない。カントが、〈世界市民的体制〉が要請される根拠を、「人々の遭遇する空間が地球大に広がった」点に求めたことは、その意味で、ホブズ以来の〈生命の政治学〉のパラダイムに忠実に従っている。〈生命の政治学〉のもう一つの特徴は、人間の生命の平等をあらゆる政治的考察に貫いていることである。生命体としての人間の平等の立場に立つ場合、「未開・野蛮人」は「文明人」のために犠牲になってもかまわないという論理は出てこない。

ロックによって、〈所有の政治学〉＝〈文明化の政治学〉＝〈ネイションの政治学〉が打ち立てられた。〈所有の政治学〉の〈生命の政治学〉との決定的な違いは、これ以降、政治ないし統治は、例外なくすべての人間の生命を保証するという責任から「解放」されたことであった。政治の目的は、「未開・野蛮」の地を subdue〔征服・開墾〕して「文明化」する使命を履行する「文明人」の活動を保護・促進すること、「文明化」に対する「未開・野蛮」と規定された人々の抵抗をあらゆる手段を用いて粉砕することとされる。「文明社会」の構成員にふさわしい人々だけを正当な構成員として承認するステイトがネイション・ステイトであり、その構成員がネイションである。〈文明化＝ネイションの政治学〉の登場とともに、政治ないし統治行為はすべて二重化する。国内政治（国内法）と国際政治（国際法）、文明化された人々の相互関係を規定する規範と未開・野蛮な人々に対応する際の規範などなどである。「未開・野蛮」対「文明」の分断線は、地理的空間的に引かれるだけでなく、エスニシティ、社会階層、ジェンダー、特定遺伝子、特定疾患、特定身体機能等、おおよそ存在するありとあらゆる差異の上に引ひかれて行く。分断線を引く目的は、「未開・野蛮」を「文明化」

することに置かれ、「未開・野蛮」はあらゆる手段を用いて征服され、「改善」されなければならないとされる。

カント晩年の政治哲学の意義は、西洋世界全体が本格的にネイション・ステイトの時代に入って行く時代の開始に当たって、〈生命の政治学〉の立場から、〈ネイションの政治学〉の虚偽と不正を厳しく批判する理論を提示したことにある。カントと同様の政治哲学が、同時代のイギリスやフランスでは生まれなかったことは、両国の思想家達の思考様式がすでに深く「文明化＝ネイション」の論理に規定されていたからであった。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

① 平子友長、「昭和思想史におけるマルクス問題—『ドイツ・イデオロギー』と三木清」、日本哲学史フォーラム編『日本の哲学』、査読無、第11号、2010年12月、pp. 92-105

② TAIRAKO, Tomonaga, Die Wende in Marx 'Geschichtsauffassung nach 1868 - Seine Auseinandersetzung mit Maurer -, Hitotsubashi Journal of Social Studies, 査読無, Vol. 42-2, December 2010, pp. 25-35.

〔学会発表〕（計 8 件）

① 平子友長、「マルクスのマウラー研究の射程—MEGA IV/18におけるマルクスのマウラー抜粋の考察—」、「清華大学マルクス・エンゲルス文献研究センター設立式典—テキストの中での時代および新メガ研究のトップ会議」招待講演、精華大学人文学院（中華人民共和国）、2012年11月9日

② 平子友長、「戸坂潤における実践的唯物論構想」、唯物論研究協会第35回研究大会分科会「1930年代の日本思想—戦前の唯研から80年」（法政大学）、2012年10月21日

③ 平子友長、「戸坂潤の実践的唯物論構想」、科学研究費補助金・基盤研究（B）「日本近代哲学の特質と意義、およびその発信の可能性をめぐって」定例研究会研究報告、京都大学文学研究科、2012年7月15日

④ 平子友長、「戦前日本マルクス主義の遺産とそのリアリティ—三木清と戸坂潤—」、東京唯物論研究会「日本唯物論史」部会研究報告、一橋大学社会学研究科、2012年3月29日

⑤ 平子友長、「マルクスのマウラー研究の射程—MEGA IV/18におけるマルクスのマウラー抜粋の考察—」、2011年度社会思想史学会研究大会幹事会企画セッション「マルクスを再考

する」報告、名古屋大学経済学部、2011年  
10月30日

⑥平子友長、「昭和思想史におけるマルクス  
問題—『ドイツ・イデオロギー』と三木清—」、  
日韓共同シンポジウム「東アジアにおける西  
洋哲学受容の問題—日韓人文学の対話の深  
化を求めて—」、韓国・江原大学校人文学部  
会議室（大韓民国）、2011年5月22日

⑦平子友長、「総括テーマ：近代化の中の台  
湾・日本」（コメンテーター）、国立台湾大学  
日本語学系主催国際研究会「近代化の中の台  
湾と日本」、国立台湾大学日本語学系校史館  
（中華民国）、2011年3月26日

⑧平子友長、「リャザノフ版『ドイツ・イデ  
オロギー』と三木清」、清華大学主催国際シ  
ンポジウム『『ドイツ・イデオロギー』の文  
献学と思想の研究』、清華大学甲所 第3会  
議室（中華人民共和国）、2010年8月8日

〔図書〕（計 2 件）

①Carl-Erich Vollgraf, Richard Sperl und  
Rolf Hecker (Hrsg.), Beiträge zur Marx-  
Engels- Forschung Neue Folge 2010. Das  
Kapital und Vorarbeiten Entwürfe und  
Exzerpte. Argument Verlag, Hamburg 2010,  
272(157-171)

②李光來・藤田正勝編、『西洋哲学の受容と  
変容—東アジアにおける西洋哲学受容の問  
題—』景仁文化社、2012年、全 429 頁  
(pp. 207-226, pp. 396-413)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平子 友長 (TAIRAKO TOMONAGA)  
一橋大学・大学院社会学研究科・教授  
研究者番号：50126364